

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚木市は、住民基本台帳関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

厚木市長

公表日

令和7年3月4日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 ・個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) ・機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。 								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (コンビニ交付システム)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (コンビニ交付システム)	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (コンビニ交付システム)									
システム3									
①システムの名称	宛名管理システム								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1 既存住基システムからの連携機能 <ul style="list-style-type: none"> ・住民異動情報を宛名情報に連携 2 団体内統合宛名システムとの連携機能 <ul style="list-style-type: none"> ・宛名情報を団体内統合宛名システムに連携 ・団体内統合宛名番号の取得 3 住登外者の管理機能 <ul style="list-style-type: none"> ・住民以外の個人情報の管理 								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input checked="" type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (団体内統合宛名システム)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (団体内統合宛名システム)	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (団体内統合宛名システム)									
システム4									
①システムの名称	中間サーバ								
②システムの機能	<p>情報提供ネットワークシステム、中間サーバーコネクタ等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 ※セキュリティの観点から、特定個人情報の照会と提供の際には個人番号を利用せず符号を取得して利用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 符号管理機能 <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会、情報提供に用いる識別子「符号」と情報保有機関内で固有の宛名番号に紐づけて、その情報を保管・管理するための機能。 2 情報照会・情報提供機能 <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供ネットワークシステムを通じて、他情報保有機関が保有する特定個人情報の情報照会を行う。 ・情報提供ネットワークシステムを通じて、他情報保有機関から情報照会を受け、当該特定個人情報の提供を行う。 3 情報提供等記録管理機能 <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供に係る記録の管理を行う。 4 副本管理機能 <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供データベース(副本)の更新、管理を行う。 5 職員認証・権限管理機能 <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーを利用する職員の認証情報、権限情報の登録、更新、削除を行う。 6 セキュリティ管理機能 <ul style="list-style-type: none"> ・暗号化／復号、鍵管理等のセキュリティ管理を行う。 7 システム管理機能 <ul style="list-style-type: none"> ・事業統計情報の集計、集計結果ファイルの出力を行う。 ・稼働監視、運用管理、バックアップ等のシステム管理全般を行う。 								
	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[] 庁内連携システム</td> </tr> </table>	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム						
[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 （ 団体内統合宛名システム(中間サーバコネクタ) ）
-------------	---

システム5

①システムの名称	団体内統合宛名システム(中間サーバコネクタ)
②システムの機能	1 宛名番号付番機能 各個別システムで使用している宛名番号を統一的に管理するために、団体内で一意に個人を特定するための宛名番号(統合宛名番号)の付番を行う。 2 宛名情報等管理機能 中間サーバコネクタにおいて宛名情報を統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。 3 中間サーバ連携機能 中間サーバと連携を行うため、中間サーバにおける符号と一意に個人を特定する番号(統合宛名番号)で紐付けを行う。 4 既存システム連携機能 各事務システムからの要求に基づき、個人番号又は統合宛名番号に紐づく宛名情報を通知する機能。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 （ 中間サーバ ）

システム6～10

システム6

①システムの名称	コンビニ交付システム
②システムの機能	1 証明書の発行機能 住民票の写し、印鑑登録証明書を発行し、証明書交付センターに連携する。 2 個人番号カードの利用管理機能 個人番号カードを利用しコンビニ等で住民票等証明書取得するための設定機能。 3 利用者証明用電子証明書シリアル番号情報の利用管理機能 住基ネットから連携されるJPKI情報作成、シリアル番号情報を管理する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 （ 証明書交付センター ）

3. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) <p>2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表(別表における情報提供の根拠) (別表における情報照会の根拠) ・なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部市民課
②所属長の役職名	市民課長
7. 他の評価実施機関	
-	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき、厚木市の住民基本台帳に記載されている厚木市の住民。 ※転出等の事由により住民票が削除された者も含む。ただし、死亡による削除者を除く。
その必要性	住基法第3条(市町村長の責務)に基づき、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるよう、また、住基ネットの本人確認情報を提供するため、住民基本台帳に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供するため
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (選挙人名簿情報)
その妥当性	住基法第7条(住民票の記載事項)に基づき、住民票に記載すべき項目となっている。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	市民福祉部市民課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (法務省) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (機構)								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住基ネット、法務省連携システム)								
③使用目的 ※	住基法に基づき、住民基本台帳への記載、住民票の写しの発行、住民票コード及び個人番号の生成変更を行うため								
④使用の主体	使用部署	市民福祉部市民課							
	使用者数	[50人以上100人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、本人又は本人の代理人からの申出により、住民記録システムにより、入力した情報を元に住民基本台帳ファイルを作成又は更新する。 ・住民票コード及び個人番号の生成、変更等の管理を行う。 								
	情報の突合	1. 住民票の記載 ・転入等により、個人番号を引き継ぐ場合は、住民記録システムを個人番号等で検索し、過去に当市で住民票が作成されていた者かどうかの突合を行う。既存の住民票(除票)が確認できた場合、「当市において、個人を一意に識別するための独自の識別番号(宛名番号)」も引き継ぐこととしている。							
⑥使用開始日	平成27年6月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	住民票の写し等の交付に関する事務、住民異動に関する業務	
①委託内容	住民票の写し等の交付に関する事務、住民異動に関する業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社アイヴィジット	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2	住民記録システムサーバの運用保守委託	
①委託内容	住民記録システムサーバの運用保守委託	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等の報告及び再委託の承認依頼を受け、許諾を判断している。
	⑥再委託事項	住民記録システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (58) 件 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている (29) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	番号法第19条第7号 別表2に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2
②提供先における用途	番号法第19条第7号別表2に定める事務(別紙1参照)
③提供する情報	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)※住民基本台帳に登録されていたもので、転出、死亡等の事由により住民票が削除されたものを含む。
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムで照会があった際に随時情報提供
提供先2～5	
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法別表の2項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に係る事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	提供照会があった都度
提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法別表の2項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	提供照会があった都度

提供先4	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法別表の3項
②提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	提供照会があった都度
提供先5	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法別表の4項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	提供照会があった都度
提供先6～10	
提供先6	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法別表の8項
②提供先における用途	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	提供照会があった都度

提供先7	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法別表の8項
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	提供照会があった都度
提供先8	市町村長
①法令上の根拠	番号法別表の9項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	提供照会があった都度
提供先9	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法別表第2の8項
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	提供照会があった都度

提供先10	市町村長
①法令上の根拠	番号法別表の14項
②提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	提供照会があった都度
提供先11～15	
提供先11	市町村長
①法令上の根拠	番号法別表の21項
②提供先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	提供照会があった都度
提供先12	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法別表の20項
②提供先における用途	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	提供照会があった都度

提供先13	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法別表の22項
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	提供照会があった都度
提供先14	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法別表の24項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	提供照会があった都度
提供先15	社会福祉協議会
①法令上の根拠	番号法別表の26項
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	提供照会があった都度

提供先16～20	
提供先16	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法別表の27項
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	提供照会があった都度
提供先17	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法別表の35項
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	提供照会があった都度
提供先18	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法別表の37項
②提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	提供照会があった都度

提供先19	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法別表の38項
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	提供照会があった都度
提供先20	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会
①法令上の根拠	番号法別表の40項
②提供先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	提供照会があった都度

移転先1	番号法第9条第1項別表に定める事務 別表に定める事務の所管課(別紙2参照)	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表(別紙2参照)	
②移転先における用途	番号法第9条第1項別表(別紙2参照)	
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」に同じ。	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	住民異動が発生する都度	
移転先2～5		
移転先2	子育て給付課	
①法令上の根拠	番号法別表の項目9	
②移転先における用途	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」に同じ。	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	住民異動が発生する都度	
移転先3	子ども家庭センター	
①法令上の根拠	番号法別表の項目10	
②移転先における用途	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」に同じ。	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	住民異動が発生する都度	

移転先4	障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法別表の項目12
②移転先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	住民異動が発生する都度
移転先5	生活福祉課
①法令上の根拠	番号法別表の項目15
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	住民異動が発生する都度
移転先6～10	
移転先6	市民税課/資産税課/収納課
①法令上の根拠	番号法別表の項目16
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	住民異動が発生する都度

移転先7	住宅課
①法令上の根拠	番号法別表の項目19
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	住民異動が発生する都度
移転先8	学校給食課
①法令上の根拠	番号法別表の項目27
②移転先における用途	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	住民異動が発生する都度
移転先9	国保年金課/収納課
①法令上の根拠	番号法別表の項目30
②移転先における用途	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	住民異動が発生する都度

移転先10	障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法別表の項目34
②移転先における用途	知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	住民異動が発生する都度
移転先11～15	
移転先11	子育て給付課
①法令上の根拠	番号法別表の項目37
②移転先における用途	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	住民異動が発生する都度
移転先12	健康医療課/介護福祉課
①法令上の根拠	番号法別表の項目41
②移転先における用途	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	住民異動が発生する都度

移転先13	子育て給付課
①法令上の根拠	番号法別表の項目44
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	住民異動が発生する都度
移転先14	子育て給付課
①法令上の根拠	番号法別表の項目45
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	住民異動が発生する都度
移転先15	障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法別表の項目47
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	住民異動が発生する都度

移転先16～20	
移転先16	子ども家庭センター/子育て給付課
①法令上の根拠	番号法別表の項目49
②移転先における用途	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	住民異動が発生する都度
移転先17	子育て給付課
①法令上の根拠	番号法別表の項目56
②移転先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	住民異動が発生する都度
移転先18	国保年金課
①法令上の根拠	番号法別表の項目59
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	住民異動が発生する都度

移転先19	生活福祉課
①法令上の根拠	番号法別表の項目63
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	住民異動が発生する都度
移転先20	介護福祉課
①法令上の根拠	番号法別表の項目68
②移転先における用途	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	住民異動が発生する都度
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・当市では住民票を磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次に満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内のデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存されている。
7. 備考	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	厚木市の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。 ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除(死亡による削除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	市民福祉部市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (自部署)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (既存住民記録システム)	
③使用目的 ※	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。	
④使用の主体	使用部署	市民課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<p>・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県に通知する(市町村CS→都道府県サーバ)。</p> <p>・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)。</p> <p>・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。</p> <p>・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバ/全国サーバ)。</p>	
	情報の突合	<p>・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルとを、住民票コードを元に突合する。</p> <p>・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルとを、住民票コードを元に突合する。</p>
⑥使用開始日	平成27年6月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> (1) 件 <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	住民基本台帳ネットワークシステムの運用保守	
①委託内容	住民基本台帳ネットワークシステムの運用保守	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等の報告及び再委託の承認依頼を受け、許諾を判断している。
	⑥再委託事項	住基ネットワークシステムの保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査等

保管場所 ※	<p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次に満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。・日本国内のデータ保管を条件としていること。 <p>②特定個人情報、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存されている。</p>
7. 備考	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	厚木市の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)
その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (通知カード及び交付申請書の送付先の情報)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 ・個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (自部署)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (自部署)	
③使用目的 ※	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	
④使用の主体	使用部署	市民課
	使用者数	<選択肢> <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	
	情報の突合	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認するため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。
⑥使用開始日	平成27年10月5日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> () 1) 委託する 2) 委託しない () 1) 件	
委託事項1	住民基本台帳ネットワークシステムの運用保守委託	
①委託内容	住民基本台帳ネットワークシステムの運用保守委託	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等の報告及び再委託の承認依頼を受け、許諾を判断している。
	⑥再委託事項	住基ネットワークシステムの保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査等。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)
②提供先における用途	市町村からの通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。
③提供する情報	「2. ④記録される項目」に同じ。
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)。
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p>セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次に満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内のデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存されている。</p>
7. 備考	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	届出の際に届出内容や本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努めるとともに、届出の内容を既存住基システムへ入力後、届出の内容との照合を複数人で行っている。また、住基ネットを通じての本人確認情報の入手の際は、対象者以外の情報を入手できないように、仕組みとして担保されている。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>(1) 不適切な方法で入手が行われるリスクへの措置 住民異動届出においては住基法第27条の規定に基づき、本人あるいは代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認を行うとともに、代理人の場合は委任状等の確認を行っている。</p> <p>(2) 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスクへの措置 権利のない者からの届出を受け付けないように、住基法第27条で定められた届出人要件の確認の徹底を行っている。また、虚偽の届出がされないように、本人確認書類(個人番号カードや運転免許証等の官公庁発行の写真付き証明書等の場合は1点、健康保険証や学生証等の書類の場合は2点以上)により確認を行い、必要に応じて聴聞を行うことにより、本人確認の徹底を行っている。</p> <p>(3) 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクへの措置 住民異動処理終了後の届出書については、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、鍵付の書庫に保管する。また、住基ネットでの通信は全て専用回線及び専用交換装置で構成されたネットワークを介して行い、また、通信を行うごとに、意図した通信相手に接続されたことを相互に認証する仕組みを採用している。-</p>	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・既存住基システムへは、権限のない者の接続を認めない。 ・宛名管理システムにおいては、番号利用事務以外で個人番号が取得されることのないように、番号利用事務(システム)以外で個人番号での検索を行うことはできない。また、番号利用事務(システム)以外では個人番号は画面表示されない。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDによる識別とパスワード及び生体情報による2要素認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・システムの利用できる端末を管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。 ・認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。有効期限までに変更を行わない場合は、対応するユーザIDが失効される。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>1 従業者が事務外で使用するリスクへの措置 (1) システムの操作履歴(操作ログ)を記録している。 (2) 従業者については、データ保護に関する研修を行っている。</p> <p>2 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 所管課設置の端末からは物理的に複製できない仕組みとなっている。</p> <p>3 その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 (1) 画面ロック等を利用して、住民基本台帳情報の表示について制御している。 (2) 統合端末のディスプレイは、来庁者から見えない位置に置いている。 (3) 隣の人などから操作画面が見られないように、覗き見防止フィルタを設置している。</p>	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	ネットワーク接続に対してファイアウォール等でアクセス制限を講じている。
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>
 ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[<input type="checkbox"/> 発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	

<ガバメントクラウドにおける物理的対策の措置>
 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(GMAB)のリスクに発生された

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[特に関心を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に関心を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ・違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となり得る。
10. その他のリスク対策	
<p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者以外の情報の入手を防止するための措置 :本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 :平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 :正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>1 不適切な方法で入手が行われるリスクへの措置 住民異動届出においては住基法第27条の規定に基づき、本人あるいは代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認を行っている。また、代理人の場合は委任状等の確認を行っている。</p> <p>2 入手した特定個人情報が不正確であるリスクへの措置 権利のない者からの届出を受け付けないように、住基法第27条で定められた届出人要件の確認の徹底を行っている。また、虚偽の届出がされないように、本人確認書類(個人番号カードや運転免許証等の官公庁発行の写真付き証明書等の場合は1点、健康保険証や学生証等の書類の場合は2点以上)により確認を行い、必要に応じて聴聞を行うことにより、本人確認の徹底を行っている。</p> <p>3 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクへの措置 住民異動処理終了後の届出書については、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、鍵付の書庫に保管する。また、住基ネットでの通信は全て専用回線及び専用交換装置で構成されたネットワークを介して行い、また、通信を行うごとに、意図した通信相手に接続されたことを相互に認証する仕組みを採用している。</p>	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・宛名システム等における措置 :市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 ・事務で使用するその他のシステムにおける措置 :庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 <p>なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。</p>
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者が事務外で使用するリスクへの措置 :システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 :担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 :システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 :システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる 	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供先の限定 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる ・保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する ・個人情報の取扱いについて四半期に一度チェックを行った上でその報告をする ・必要に応じて、本市が委託先の視察・監査を行うことができる ・再委託の禁止
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の立会いを必要とする。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・不適切な方法で提供・移転が行われるリスク ：相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ：システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ：相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	<p><ガバメントクラウドにおける物理的対策の措置></p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p><ガバメントクラウドにおける技術的対策の措置></p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・住基ネット関係職員に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。
10. その他のリスク対策	
-	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者以外の情報の入手を防止するための措置 ：本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 ：総務省告示第334号（第6～7 本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ：正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[特に力を入れている]</div> <div style="margin-left: 20px;"> <p style="margin: 0;">＜選択肢＞</p> <p style="margin: 0;">1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p style="margin: 0;">3) 課題が残されている</p> </div> </div>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>1 不適切な方法で入手が行われるリスクへの措置 住民異動届出においては住基法第27条の規定に基づき、本人あるいは代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認を行っている。また、代理人の場合は委任状等の確認を行っている。</p> <p>2 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスクへの措置 権利のない者からの届出を受け付けないように、住基法第27条で定められた届出人要件の確認の徹底を行っている。また、虚偽の届出がされないように、本人確認書類（個人番号カードや運転免許証等の官公庁発行の写真付き証明書等）の場合は1点、健康保険証や学生証等の書類の場合は2点以上により確認を行い、必要に応じて聴聞を行うことにより、本人確認の徹底を行っている。</p> <p>3 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクへの措置 住民異動処理終了後の届出書については、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、鍵付の書庫に保管する。また、住基ネットワークでの通信は全て専用回線及び専用交換装置で構成されたネットワークを介して行い、また、通信を行うごとに、意図した通信相手に接続されたことを相互に認証する仕組みを採用している。</p>	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・宛名システム等における措置 ：市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 ・事務で使用するその他のシステムにおける措置 ：庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策（物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等）を講じる。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[特に力を入れている]</div> <div style="margin-left: 20px;"> <p style="margin: 0;">＜選択肢＞</p> <p style="margin: 0;">1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p style="margin: 0;">3) 課題が残されている</p> </div> </div>
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[行っている]</div> <div style="margin-left: 20px;"> <p style="margin: 0;">＜選択肢＞</p> <p style="margin: 0;">1) 行っている 2) 行っていない</p> </div> </div>
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者が事務外で使用するリスクへの措置 ：システムの操作履歴（操作ログ）を記録する。 ：担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ：システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 ：システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[特に力を入れている]</div> <div style="margin-left: 20px;"> <p style="margin: 0;">＜選択肢＞</p> <p style="margin: 0;">1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p style="margin: 0;">3) 課題が残されている</p> </div> </div>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供先の限定 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる ・保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する ・個人情報の取扱いについて四半期に一度チェックを行った上でその報告をする ・必要に応じて、本市が委託先の視察・監査を行うことができる ・再委託の禁止
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない	
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力(書き込み)の際に職員の立会いを必要とする。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・不適切な方法で提供・移転が行われるリスク ・相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ・システム上、既存住基システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ・相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れて行っている <input type="checkbox"/> 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			
その他の措置の内容	<p><ガバメントクラウドにおける物理的対策の措置></p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p><ガバメントクラウドにおける技術的対策の措置></p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置

:本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成/連携することとしており、システム上、連携後速やか(1営業日後)に削除する仕組みとする。

また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。

・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置

:システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。

<ガバメントクラウドにおける措置>

データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input checked="" type="checkbox"/> 特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・住基ネット関係職員に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。
10. その他のリスク対策	
<p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒243-8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号 厚木市総務部 行政総務課 情報公開・法制係 Tel.046-225-2287
②請求方法	厚木市個人情報保護条例の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒243-8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号 厚木市市民福祉部 市民課 住民異動係 Tel.046-225-2110
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成31年2月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民基本台帳ファイル

1. 宛名番号、2. 世帯番号、3. 個人番号、4. 住民票コード、5. 氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 現住所、9. 方書、10. 続柄、11. 世帯主名、12. 本籍地、13. 筆頭者、14. 在留カード等番号、15. 第30条45規定区分、16. 在留資格、17. 在留期間、18. 在留期間の満了日、19. 国籍・地域、20. 通称履歴、21. 住民となった日、22. 住所を定めた日、23. 住民でなくなった日、24. 前住所、25. 転出予定先住所、26. 転出確定住所、27. 個別事項情報、28. 選挙人名簿資格、29. 国民健康保険資格情報、30. 後期高齢者医療資格情報、31. 介護保険資格情報、32. 国民年金資格情報、33. 児童手当受給資格情報、34. 個人番号カード交付状況、35. 住民基本台帳カード交付状況、36. 異動情報、37. 異動事由、38. 異動年月日、39. 届出年月日、40. 更新年月日、41. 更新時刻、42. 処理ID、43. 端末ID、44. 更新職員ID 45. 旧氏漢字 46. 旧氏かな

(2) 本人確認情報ファイル

1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排除フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ 37. 旧氏漢字 38. 旧氏かな

(3) 送付先情報ファイル

1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所 項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン 62. 旧氏漢字 63. 旧氏かな 64. ローマ字氏名 65. ローマ字通称 66. ローマ字旧氏

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月15日	I-1 ②事務の内容	7.個人番号カードの交付等を行う。	7.個人番号の通知及び個人番号カードの交付等を行う。	事後	事前通知が義務付けられない。
平成28年1月15日	I-1 ②事務の内容	—	8.コンビニ交付に関する事務を行う。	事前	事後で足りるものの任意
平成28年1月15日	I-1 ②事務の内容	—	なお、7の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)が公布されたため。
平成28年1月15日	I-2 (既存住民記録システム) ③他のシステムとの接続	国民年金システム、国民健康保険システム、介護保険システム、後期高齢者医療システム、児童手当システム、保育システム、生活保護システム、印鑑登録システム、選挙管理システム、就学システム	国民年金システム、国民健康保険システム、介護保険システム、後期高齢者医療システム、児童手当システム、保育システム、生活保護システム、印鑑登録システム、選挙管理システム、就学システム、コンビニ交付システム	事前	事後で足りるものの任意

平成28年1月15日	I-2 (既存住民記録システム)	-	システム3~6 (宛名管理システム、中間サーバ、団体内統合宛名システム(中間サーバコネクタ)、コンビニ交付システム)を追記する。	事前	事後で足りるものの任意
平成28年1月15日	I-4 法令上の根拠	-	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)に、第22条(転入届)を追記する。	事後	住民基本台帳法施行令第23条第2項の改正により、転出証明書に個人番号を記載することとなったため、その委任条文である住民基本台帳法第22条を追記する必要があるため。
平成28年1月15日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 「別紙1(事務の内容)」	-	「宛名管理」、「中間サーバ」、「情報提供ネットワークシステム」、「コンビニ交付システム」を追記する。	事後	事前通知が義務付けられない。
平成28年1月15日	II-2 特定個人情報ファイルの概要 (住民票情報ファイル) ⑤保有開始日	平成27年6月予定	平成27年7月21日	事後	事前通知が義務付けられない。
平成28年1月15日	II-3 特定個人情報ファイルの概要 (住民票情報ファイル) ⑥保有開始日	平成27年6月1日	平成27年10月5日	事後	事前通知が義務付けられない。
平成28年1月15日	II-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無	1件	2件	事後	誤記修正

平成28年1月15日	Ⅱ－1 特定個人情報ファイルの概要 (本人確認情報ファイル) ⑤保有開始日	平成27年6月予定	平成27年7月21日	事後	事前通知が義務付けられない。
平成28年1月15日	Ⅱ－3 特定個人情報ファイルの概要 (本人確認情報ファイル) ⑥使用開始日	平成27年6月1日	平成27年10月5日	事後	事前通知が義務付けられない。
平成28年1月15日	Ⅱ－2 (送付先情報ファイル) ③対象となる本人の範囲 その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、法令に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)が公布されたため。
平成28年1月15日	Ⅱ－2 (送付先情報ファイル) ④記録される項目 その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、法令に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	同上

平成28年1月15日	Ⅱ-2 (送付先情報ファイル) ⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月5日	事後	事前通知が義務付けられない。
平成28年1月15日	Ⅱ-3 (送付先情報ファイル) ③使用目的	法令に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	同上
平成28年1月15日	Ⅱ-3 (送付先情報ファイル) ⑤使用方法	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	同上
平成28年1月15日	Ⅱ-5 (送付先情報ファイル) 提供先1 ①法令上の根拠	総務省令に記載予定	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	事後	同上

平成28年1月15日	II-5 (送付先情報ファイル) 提供先1 ②提供先における用途	市町村からの法令に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	市町村から通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	同上
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民票情報ファイル) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	株式会社 ヒューマンプラス	株式会社セゾンパーソナルプラス	事後	委託先の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成28年4月1日	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (別紙2) 提供先一覧	(別添3 参照)	(別添3 参照)	事後	提供事務の追加のみであり、しきい値判断結果に変更がないため、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I 基本情報 6 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民課長 雨宮俊	市民課長 花家 裕昭	事後	人事異動に伴う、その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。

平成29年4月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要(住民票情報ファイル)</p> <p>2 基本情報</p> <p>⑦事務担当部署</p>	市民課	市民健康部 市民課	事後	記載内容の追加であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要(住民票情報ファイル)</p> <p>3 特定個人情報の入手・使用</p> <p>④使用の主体</p> <p>使用部署</p>	市民課	市民健康部 市民課	事後	記載内容の追加であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	<p>IV 開示請求、問合せ</p> <p>1 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</p> <p>①請求先</p>	〒243-8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号 厚木市総務部 文書法制課 情報公開係 TEL046-225-2287	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開係 住 所: 〒243-8511 厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287	事後	機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	<p>IV 開示請求、問合せ</p> <p>2 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</p> <p>①連絡先</p>	厚木市市民健康部市民課市民係	厚木市 市民健康部 市民課 市民係 住 所: 〒243-8511 厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2110	事後	記載内容の追加であり、重要な変更には該当しない。

平成29年4月1日	5. 特定個人情報の提供・移転(提供に伴うものを除く。) (別紙3) 移転先一覧	(別添3 参照)	(別添3 参照)	事後	機構改革に伴う部署の変更及び移転先誤りによる削除、提供事務の追加のみであり、しきい値判断結果に変更がないため、重要な変更該当しない。
平成31年3月28日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<p>・住民基本台帳法(以下、「住基法」という)に基づき、住民異動届等に関する住民票を作成し、住民基本台帳の整備を行うとともに、住民の居住関係の公証のため、住民票の写しの交付等を行っている。住民基本台帳ネットワークシステム(以下、「住基ネット」という)に本人確認情報を送信している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)及び住基法に基づき、以下の事務において、収集および提供を行っている。</p>	<p>厚木市が行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、厚木市の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき作成されるものであり、厚木市における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、厚木市において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住民基本台帳ネットワークシステム)を都道府県と共同で構築している。</p> <p>厚木市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p>	事後	重要な変更にあたらない(事務自体の変更はないが、事務内容を詳細に記載したことによる修正。)

<p>平成31年3月28日</p>	<p>I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容</p>	<p>1. 住民からの申請等により、住民票の写しを交付する。 2. 転出者に転出証明書を交付する。 3. 本人確認情報等を住基ネットに通知する。 4. 転出証明書情報通知を住基ネットから受領し、転入処理を行う。 5. 住民に関する事務の処理の基礎とするため、住民票に関する情報を他業務に移転する。 6. 情報提供ネットワークシステムに住民票関係情報を提供する。 7. 個人番号の通知及び個人番号カードの交付等を行う。 8. コンビニ交付に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報の流れを表した図を「別紙1(事務の内容)」に記す。</p> <p>なお、7の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>	<p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コード及び個人番号の変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪個人番号カードを用いた住民票の写し等のコンビニ交付</p> <p>特定個人情報の流れを表した図を「別紙1(事務の内容)」に記す。</p> <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、総務省令により機構に対して事務の一部を委任している。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更にあたらない (項目追加)</p>
-------------------	---	--	--	-----------	-------------------------------

平成31年3月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	11. 個人番号カード及び住民基本台帳カードの発行状況確認 個人番号カード及び住民基本台帳カードの交付状況を確認する機能。	11. 個人番号カード及び住民基本台帳カードの運用状況確認 個人番号カード及び住民基本台帳カードの運用状況を確認する機能。	事後	誤記載の修正であり、重要な変更には該当しない。
平成31年3月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの連携	[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他(国民年金システム、国民健康保険システム、介護保険システム、後期高齢者医療システム、児童手当システム、保育システム、生活保護システム、印鑑登録システム、選挙管理システム、就学システム、コンビニ交付システム)	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他(住基ネット連携システム、コンビニ交付システム、団体内統合宛名システム)	事後	重要な変更には当たらない (連携しているシステムの誤りが判明したことに伴う修正)
平成31年3月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能 6. 本人確認情報整合	3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) : 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。	3. 個人番号カード・住民基本台帳カードを利用した転入(特例転入) : 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カード若しくは住民基本台帳カードが提示された場合、当該カードを用いて転入処理を行う。	事後	重要な変更には当たらない (記載漏れの追加)
平成31年3月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能 6. 本人確認情報整合	6. 本人確認情報整合 : 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。	6. 本人確認情報整合 : 本人確認情報ファイルの内容が、都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有)及び機構保存本人確認情報ファイル(機構が全国サーバにおいて保有)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。	事後	重要な変更には当たらない (同一内容の表現の変更)

平成31年3月28日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム1 ③他のシステムとの連携	[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他(国民年金システム、国民健康保険システム、介護保険システム、後期高齢者医療システム、児童手当システム、保育システム、生活保護システム、印鑑登録システム、選挙管理システム、就学システム、コンビニ交付システム)	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他(住基ネット連携システム、コンビニ交付システム、団体内統合宛名システム)	事後	重要な変更当たらない (連携しているシステムの誤りが判明したことに伴う修正)
平成31年3月28日	I 基本情報 3.特定個人情報ファイル名	(1)住民票情報ファイル	(1)住民基本台帳ファイル	事後	重要な変更当たらない (一般的な名称への変更)
平成31年3月28日	I 基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	事後	重要な変更当たらない (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第2の改正による法令上の根拠の変更)

平成31年3月28日	I 基本情報 6.評価実施機関における担当 部署 ②所属長の役職名	市民課長 花家 裕昭	市民課長	事後	項目名の変更に伴う、記載の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成31年3月28日	別紙1 事務の内容		【削除】 別紙1	事後	重要な変更にあたらない (重点項目評価書の記載項目でないため)
平成31年3月28日	II 特定個人情報ファイルの 概要概要 1.特定個人情報ファイル名	(1)住民票情報ファイル	(1)住民基本台帳ファイル	事後	重要な変更にあたらない (一般的な名称への変更)

<p>平成31年3月28日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 2.基本情報 ③対象となる本人の範囲</p>	<p>番号法施行日当日および同日以後に、本市に住民票が存在する者(施行日以降に削除した住民票も含む)。</p>	<p>住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき、厚木市の住民基本台帳に記載されている厚木市の住民。 ※転出等の事由により住民票が削除された者も含む。ただし、死亡による削除者を除く。</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更当たらない (詳細な記述への変更)</p>
<p>平成31年3月28日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 2.基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性</p>	<p>番号整備法第16条(住基法第7条8の2号)により、個人番号は住民票の記載事項である。</p>	<p>住基法第3条(市町村長の義務)に基づき、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるよう、また、住基ネットの本人確認情報を提供するため、住民基本台帳に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更当たらない (詳細な記述への変更)</p>
<p>平成31年3月28日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 2.基本情報 ④記録される項目 主な記録項目</p>	<p>[○]その他()</p>	<p>[○]その他(選挙人名簿情報)</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更当たらない (記載漏れの追加)</p>

<p>平成31年3月28日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 2.基本情報 ④記録される項目 その妥当性</p>	<p>個人番号:番号整備法第16条(住基法第7条8の2号)により、記載する。 その他識別情報:当市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号(宛名番号と表記)を保有する。 4情報、その他住民票関係情報:住基法第7条各号に定める記載事項を保有する。 業務関係情報:住基法第7条各号に定める資格情報を保有する。</p>	<p>住基法第7条(住民票の記載事項)に基づき、住民票に記載すべき項目となっている。</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更当たらない (簡易な表記への変更)</p>
<p>平成31年3月28日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ①入手元</p>	<p>[]本人又は本人の代理人 []行政機関・独立行政法人等() [○]地方公共団体・地方独立行政法人() [○]その他()</p>	<p>[○]本人又は本人の代理人 [○]行政機関・独立行政法人等(法務省) [○]地方公共団体・地方独立行政法人(他市区町村) [○]その他(機構)</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更当たらない (記載漏れの追加)</p>
<p>平成31年3月28日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ③使用目的</p>	<p>番号法第8条により「個人番号とすべき番号」の生成を求めため。番号整備法第16条(住基法第7条8の2号)に基づき個人番号を住民票に記載するため。</p>	<p>住基法に基づき、住民基本台帳への記載、住民票の写しの発行、住民票コード及び個人番号の生成変更を行うため</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更当たらない (記載内容の簡易な修正)</p>

<p>平成31年3月28日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法</p>	<p>1 住民票の記載 (1) 出生または国外からの転入等により、新規に個人番号を指定する場合は、機構から「個人番号とすべき番号」を入手して、その者の個人番号に指定し、当該住民票に個人番号を記載する。 (2) 転入等により、個人番号を引き継ぐ場合は、届出で提示された個人番号と、転出証明書に記載された個人番号を照合し、住民記録システム又は住基ネットを利用して個人番号等で検索し、個人番号を表示して真正性の確認を行う。 2 住民票の記載の修正 住民票を修正する場合に、届出で提示された個人番号等で住民記録システムを検索し、当該住民票の特定を行う。 3 住民票の消除 転出または死亡等により住民票を消除する場合に、届出で提示された個人番号等で住民記録システムを検索し、当該住民票の特定を行う。 4 住民票の発行 住民票の写し等を交付する場合に、申請内容に応じて個人番号が記載された住民票の写し等を交付する。 5 本人確認情報、転出証明書情報の作成 住基ネットへ送信する本人確認情報、転出証明書情報に個人番号を記載し作成する。 6 住民票関係情報の提供 情報提供ネットワークシステムへ世帯情報を</p>	<p>・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、本人又は本人の代理人からの申出により、住民記録システムにより、入力した情報を元に住民基本台帳ファイルを作成又は更新する。 ・住民票コード及び個人番号の生成、変更等の管理を行う。</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更に当たらない (記載内容の簡易な修正)</p>
<p>平成31年3月28日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名</p>	<p>株式会社セゾンパーソナルプラス</p>	<p>株式会社アイヴィジット</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更に当たらない (委託事業者変更)</p>

平成31年3月28日	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル)</p> <p>5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>提供先1から56</p>	別紙2	別紙2を削除し提供先1から56を新規追加	事後	重要な変更当たらない (別添に記載していたものを様式に則った記載に変更)
平成31年3月28日	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル)</p> <p>5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>移転先1から32</p>	別紙3	別紙3を削除し移転先1から32を新規追加	事後	重要な変更当たらない (別添に記載していたものを様式に則った記載に変更)
平成31年3月28日	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル)</p> <p>5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>提供先1</p> <p>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲</p>	「2 ③対象となる本人の範囲」と同上。	「2 ③対象となる本人の範囲」に同じ。	事後	重要な変更当たらない (同一内容の表現の変更)
平成31年3月28日	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル)</p> <p>5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>移転先1</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲</p>	「2 ③対象となる本人の範囲」と同上。	「2 ③対象となる本人の範囲」に同じ。	事後	重要な変更当たらない (同一内容の表現の変更)

平成31年3月28日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>2.基本情報</p> <p>(2)本人確認情報ファイル</p> <p>③対象となる本人の範囲</p>	<p>区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。</p>	<p>厚木市の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。</p>	事後	<p>重要な変更当たらない (軽微な修正)</p>
平成31年3月28日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル)</p> <p>5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>移転先1</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲</p>	<p>「2 ③対象となる本人の範囲」と同上。</p>	<p>「2 ③対象となる本人の範囲」に同じ。</p>	事後	<p>重要な変更当たらない (同一内容の表現の変更)</p>
平成31年3月28日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要(本人確認情報ファイル)</p> <p>5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>提供先1</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲</p>	<p>「2 ③対象となる本人の範囲」と同上。</p>	<p>「2 ③対象となる本人の範囲」に同じ。</p>	事後	<p>重要な変更当たらない (同一内容の表現の変更)</p>
平成31年3月28日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>(本人確認情報ファイル)</p> <p>5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)</p> <p>提供先1</p> <p>⑥提供方法</p>	<p>その他()</p>	<p>その他(住基ネット)</p>	事後	<p>重要な変更当たらない (記載漏れの追加)</p>

平成31年3月28日	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (本人確認情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先2 ⑥提供方法</p>	その他()	その他(住基ネット)	事後	重要な変更当たらない (記載漏れの追加)
平成31年3月28日	(別添1) 特定個人情報記録項目	(1) 住民票情報ファイル	(1) 住民基本台帳ファイル 【記録項目追加】 45. 旧氏漢字	事前	重要な変更当たらない (項目追加)
平成31年3月28日	(別添1) 特定個人情報記録項目 (2) 本人確認情報ファイル	記載なし	【記録項目追加】 37. 旧氏漢字 38. 旧氏かな	事後	重要な変更当たらない (項目追加)
平成31年3月28日	(別添1) 特定個人情報記録項目 (3) 送付先情報ファイル	記載なし	【記録項目追加】 62. 旧氏漢字 63. 旧氏漢字かな 64. ローマ字氏名 65. ローマ字通称 66. ローマ字旧氏	事後	重要な変更当たらない (項目追加)

平成31年3月28日	<p>Ⅲ リスク対策 1. 特定個人情報ファイル</p>	(1)住民票情報ファイル	(1)住民基本台帳ファイル	事後	重要な変更当たらない (一般的な名称への変更)
平成31年3月28日	<p>Ⅲ リスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 2. 特定個人情報の入手 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	-	<p>(1)不適切な方法で入手が行われるリスクへの措置 住民異動届出においては住基法第27条の規定に基づき、本人あるいは代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認を行うとともに、代理人の場合は委任状等の確認を行っている。 (2)入手した特定個人情報が不正確であるリスクへの措置 権利のない者からの届出を受け付けないように、住基法第27条で定められた届出人要件の確認の徹底を行っている。また、虚偽の届出がされないように、本人確認書類(個人番号カードや運転免許証等の官公庁発行の写真付き証明書等の場合は1点、健康保険証や学生証等の書類の場合は2点以上)により確認を行い、必要に応じて聴聞を行うことにより、本人確認の徹底を行っている。 (3)入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクへの措置 住民異動処理終了後の届出書については、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、鍵付の書庫に保管する。また、住基ネットでの通信は全て専用回線及び専用交換装置で構成されたネットワークを介して行い、また、通信を行うごとに、意図した通信相手に接続されたことを相互に認証する仕組みを採用している。</p>	事後	重要な変更当たらない (詳細な記述への変更)

平成31年3月28日	<p>Ⅲ リスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入使用 リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク ユーザ認証の管理 具体的な方法</p>	<p>宛名管理システムにおいては、番号利用事務以外で個人番号が取得されることのないように、番号利用事務(システム)以外で個人番号での検索を行うことはできない。また、番号利用事務(システム)以外では個人番号は画面表示されない。</p>	<p>・既存住基システムへは、権限のない者の接続を認めない。 ・宛名管理システムにおいては、番号利用事務以外で個人番号が取得されることのないように、番号利用事務(システム)以外で個人番号での検索を行うことはできない。また、番号利用事務(システム)以外では個人番号は画面表示されない。</p>	事後	<p>重要な変更当たらない (詳細な記述への変更)</p>
平成31年3月28日	<p>Ⅲ リスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入使用 リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	-	<p>1 従業者が事務外で使用するリスクへの措置 (1)システムの操作履歴(操作ログ)を記録している。 (2)従業者については、データ保護に関する研修を行っている。 2 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 所管課設置の端末からは物理的に複製できない仕組みとなっている。 3 その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 (1)スクリーンセーバ等を利用して、住民基本台帳情報の表示について制御している。 (2)統合端末のディスプレイは、来庁者から見えない位置に置いている。 (3)隣の人などから操作画面が見られないように、覗き見防止フィルタを設置している。</p>	事後	<p>重要な変更当たらない (詳細な記述への変更)</p>
平成31年3月28日	<p>Ⅲ リスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク: 委託先における不正な使用等のリスク 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的な方法</p>	<p>・許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。</p>	<p>受託者が再委託を行う場合は、業務の内容、取り扱う特定個人情報、期間、必要な理由、相手方、相手方における責任体制並びに責任者及び従事者、特定個人情報保護措置の内容、監督方法等の項目を記載した書面を発注者に提出して再委託の承諾を得なければならない。 また、受託者は、再委託の相手方による特定個人情報の処理に関する責任を負い、管理監督を行うとともに市の求めに応じ、その状況を市に適宜報告する。</p>	事後	<p>重要な変更当たらない (詳細な記述への変更)</p>

平成31年3月28日	<p>Ⅲ リスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネット ワークシステムを通じた提供を 除く。) その他の措置の内容</p>	-	<p>「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人 情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権 限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出 しを制限する。媒体を用いて情報を連携する 場合には、原則として媒体へのデータ出力(書 き込み)の際に職員の立会いを必要とする。</p>	事後	<p>重要な変更にあたらない (詳細な記述への変更)</p>
平成31年3月28日	<p>Ⅲ リスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネット ワークシステムを通じた提供を 除く。) 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワー クシステムを通じた提供を除 く。)におけるその他のリスク 及びそのリスクに対する措置</p>	-	<p>1 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク への措置 庁内連携システムでは番号法及び 条例で認められている提供・移転のみが行われ る仕組みを構築している。 2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの 措置 指定した端末、指定したアクセルートで のみ提供・移転できる仕組みとしている。</p>	事後	<p>重要な変更にあたらない (詳細な記述への変更)</p>
平成31年3月28日	<p>Ⅲ リスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネット ワークシステムを通じた提供を 除く。) その他の措置の内容</p>	-	<p>「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人 情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権 限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出 しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則 として媒体へのデータ出力(書き込み)の際に職 員の立会いを必要とする。</p>	事後	<p>重要な変更にあたらない (詳細な記述への変更)</p>

<p>平成31年3月28日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 6. 特定個人情報の提供・移 転（委託や情報提供ネット ワークシステムを通じた提供を 除く。） 特定個人情報の提供・移転 （委託や情報提供ネットワー クシステムを通じた提供を除 く。）におけるその他のリスク 及びそのリスクに対する措置</p>	<p>—</p>	<p>1 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク への措置 庁内連携システムでは番号法及び条例で認 められている提供・移転のみが行われる仕組み を構築している。 2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの 措置 指定した端末、指定したアクセスルートでのみ 提供・移転できる仕組みとしている。 3 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失す るリスクへの措置 住民異動処理終了後の届出書については、 特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するた め、入力及び照合した後は、鍵付の書庫に保管 する。また、住基ネットワークでの通信は全て 専用回線及び専用交換装置で構成されたネット ワークを介して行い、また、通信を行うごとに、 意図した通信相手に接続されたことを相互に認 証する仕組みを採用している。</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更にあたらない （詳細な記述への変更）</p>
<p>平成31年3月28日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 （本人確認情報ファイル） 2. 特定個人情報の入手（情報 提供ネットワークシステムを通 じた入手を除く。） リスクに対する措置の内容</p>	<p>・対象者以外の情報の入手を防止するための 措置 :本人確認情報の入手元は既存住基システム に限定されるため、既存住基システムへの情報 の登録の際に、届出／申請等の窓口において 届出／申請内容や本人確認書類（身分証明書 等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の 入手の防止に努める。 ・必要な情報以外を入手することを防止するた めの措置 :平成14年6月10日総務省告示第334号（第 6ー7 本人確認情報の通知及び記録）等により 市町村CSにおいて既存住基システムを通じて 入手することとされている情報以外を入手でき ないことを、システム上で担保する。 :正当な利用目的以外の目的にデータベースが 構成されることを防止するため、本人確認情報 の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性 別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ せ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必 須とする。</p>	<p>・対象者以外の情報の入手を防止するための 措置 :本人確認情報の入手元は既存住基システム に限定されるため、既存住基システムへの情報 の登録の際に、届出・申請等の窓口において届 出・申請内容や本人確認書類（身分証明書等） の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入 手の防止に努める。 ・必要な情報以外を入手することを防止するた めの措置 :平成14年6月10日総務省告示第334号（第 6ー6 本人確認情報の通知及び記録）等により 市町村CSにおいて既存住基システムを通じて 入手することとされている情報以外を入手でき ないことを、システム上で担保する。 :正当な利用目的以外の目的にデータベースが 構成されることを防止するため、本人確認情報 の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性 別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ せ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必 須とする。</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更にあたらない （誤記載の修正）</p>

<p>平成31年3月28日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 (2)本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク: 目的外の入手が行われるリスク 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>—</p>	<p>1 不適切な方法で入手が行われるリスクへの措置 住民異動届出においては住基法第27条の規定に基づき、本人あるいは代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認を行っている。また、代理人の場合は委任状等の確認を行っている。</p> <p>2 入手した特定個人情報が不正確であるリスクへの措置 権利のない者からの届出を受け付けないように、住基法第27条で定められた届出人要件の確認の徹底を行っている。また、虚偽の届出がされないように、本人確認書類(個人番号カードや運転免許証等の官公庁発行の写真付き証明書等の場合は1点、健康保険証や学生証等の書類の場合は2点以上)により確認を行い、必要に応じて聴聞を行うことにより、本人確認の徹底を行っている。</p> <p>3 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクへの措置 住民異動処理終了後の届出書については、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、鍵付の書庫に保管する。また、住基ネットワークでの通信は全て専用回線及び専用交換装置で構成されたネットワークを介して行い、また、通信を行うごとに、意図した通信相手に接続されたことを相互に認証する仕組みを採用している。</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更当たらない (詳細な記述への変更)</p>
-------------------	---	----------	--	-----------	------------------------------------

<p>平成31年3月28日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 (2)本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>—</p>	<p>1 従業者が事務外で使用するリスクへの措置 (1)システムの操作履歴(操作ログ)を記録している。 (2)従業者については、データ保護に関する研修を行っている。 2 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 所管課設置の端末からは物理的に複製できない仕組みとなっている。 3 その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 (1)スクリーンセーバ等を利用して、住民基本台帳情報の表示について制御している。 (2)統合端末のディスプレイは、来庁者から見えない位置に置いている。 (3)隣の人などから操作画面が見られないように、覗き見防止フィルタを設置している。</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更当たらない (詳細な記述への変更)</p>
<p>平成31年3月28日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 (送付先情報ファイル) 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容</p>	<p>・対象者以外の情報の入手を防止するための措置 :本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出/申請等の窓口において届出/申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 :総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 :正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。</p>	<p>・対象者以外の情報の入手を防止するための措置 :本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出・申請等の窓口において届出・申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 :総務省告示第334号(第6-6 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 :正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更当たらない (誤記載の修正)</p>

<p>平成31年3月28日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 (3)送付先情報ファイル 6. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>—</p>	<p>1 不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置 庁内連携システムでは番号法及び条例で認められている提供・移転のみが行われる仕組みを構築している。 2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 指定した端末、指定したアクセスルートでのみ提供・移転できる仕組みとしている。</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更にあたらない (詳細な記述への変更)</p>
<p>平成31年3月28日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 (3)送付先情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク: 目的外の入手が行われるリスク 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>—</p>	<p>1 不適切な方法で入手が行われるリスクへの措置 住民異動届出においては住基法第27条の規定に基づき、本人あるいは代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認を行っている。また、代理人の場合は委任状等の確認を行っている。 2 入手した特定個人情報が不正確であるリスクへの措置 権利のない者からの届出を受け付けないように、住基法第27条で定められた届出人要件の確認の徹底を行っている。また、虚偽の届出がされないように、本人確認書類(個人番号カードや運転免許証等の官公庁発行の写真付き証明書等の場合は1点、健康保険証や学生証等の書類の場合は2点以上)により確認を行い、必要に応じて聴聞を行うことにより、本人確認の徹底を行っている。 3 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクへの措置 住民異動処理終了後の届出書については、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、鍵付の書庫に保管する。また、住基ネットワークでの通信は全て専用回線及び専用交換装置で構成されたネットワークを介して行い、また、通信を行うごとに、意図した通信相手に接続されたことを相互に認証する仕組みを採用している。</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更にあたらない (詳細な記述への変更)</p>

<p>平成31年3月28日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 (送付先情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>・不適切な方法で提供・移転が行われるリスク :相手方(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 :システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする)がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 :相手方(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</p>	<p>・不適切な方法で提供・移転が行われるリスク :相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 :システム上、既存住基システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 :相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更にとつたらない(誤記載の修正)</p>
<p>平成31年3月28日</p>	<p>Ⅴ 評価実施手続 1 基礎項目評価 ①実施日</p>	<p>平成26年10月1日</p>	<p>平成31年2月1日</p>	<p>事後</p>	
<p>令和2年6月16日</p>	<p>Ⅳ 開示請求、問合せ 1 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先</p>	<p>厚木市 総務部 行政総務課 情報公関係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287</p>	<p>厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287</p>	<p>事後</p>	<p>係の名称の変更であり、重要な変更にとつたらない。</p>

令和2年8月5日	I 基礎情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ・システム1 ①システムの名称	既存住民記録システム	既存住民基本台帳システム	事後	システムの名称の訂正であり、重要な変更には該当しない。
令和2年8月5日	I 基礎情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ・システム4 ②システムの機能 1 符号管理機能	情報照会、情報提供に用いる識別子「符号」と情報保有期間内で固有の宛名番号に紐づけて、その情報を保管・管理するための機能。	情報照会、情報提供に用いる識別子「符号」と情報保有機関内で固有の宛名番号に紐づけて、その情報を保管・管理するための機能。	事後	記載誤りのため、重要な変更には該当しない。
令和2年8月5日	I 基礎情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	・第12条の1(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)	・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付)	事後	記載誤りのため、重要な変更には該当しない。
令和2年8月5日	I 基礎情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※	:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項)	:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、120の項)	事後	記載誤りのため、重要な変更には該当しない。

令和2年8月5日	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性</p>	住基法第3条(市町村長の義務)	住基法第3条(市町村長の責務)	事後	記載誤りのため、重要な変更 に該当しない。
令和2年8月5日	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託の有無</p>	(1)件	(2)件	事後	記載誤りのため、重要な変更 に該当しない。
令和2年8月5日	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託を伴うものを除く。) 提供・移転の有無</p>	提供を行っている(55)件 移転を行っている(16)件	提供を行っている(58)件 移転を行っている(29)件	事後	提供先及び移転先の件数漏 れのため、重要な変更にか いとうしない。
令和2年8月5日	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託を伴うものを除く。) 提供先</p>	提供先1~20のみの記載	提供先21以降の記載が漏れて いたことから、 提供先を再確認の上、別紙1 提供先一覧を作成	事後	記載漏れのため、重要な変更 に該当しない。

令和2年8月5日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託を伴うものを除く。)移転先</p>	移転先1～20のみの記載	移転先21以降の記載が漏れていたことから、移転先を再確認の上、別紙2移転先一覧を作成	事後	記載漏れのため、重要な変更 に該当しない。
令和2年8月5日	<p>III リスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の使用 ・ユーザー認証の管理具体的な管理方法</p>	・ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している	・ユーザーIDによる識別とパスワード及び生体情報による2要素認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。	事後	記載誤りのため、重要な変更 に該当しない。
令和2年8月5日	<p>III リスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の使用 ・その他のリスク及びリスクに対する措置 3 その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p>	(1)スクリーンセーバ等を利用して、住民基本台帳情報の表示について制御している。	(1)画面ロック等を利用して、住民基本台帳情報の表示について制御している。	事後	記載誤りのため、重要な変更 に該当しない。
令和2年8月5日	<p>III リスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 5 特定個人情報の提供・移転 ・その他のリスク及びリスクに対する措置</p>	1 不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置 庁内連携システムでは番号法及び条例で認められている提供・移転のみが行われる仕組みを構築している。2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 指定した端末、指定したアクセスルートでのみ提供・移転できる仕組みとしている。	1 不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置 庁内連携システムでは番号法及び条例で認められている提供・移転のみが行われる仕組みを構築している。	事後	記載誤りのため、重要な変更 に該当しない。

令和3年9月1日	I 基礎情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	番号法改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
令和3年9月1日	IV 開示請求、問合せ 2 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	厚木市 市民健康部 市民課 市民係 住 所:〒243-8511 厚木市中町3丁目17番17号 電話番号:046-225-2110	厚木市 市民健康部 市民課 住民異動係 住 所:〒243-8511 厚木市中町3丁目17番17号 電話番号:046-225-2110	事後	係の名称の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和6年5月7日	I 基礎情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民健康部市民課	市民福祉部市民課	事後	部署の名称の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和6年5月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 移転先12 移転先16 移転先19	・市民健康部市民課 ・市民健康部市民課 ・健康づくり課 ・健康長寿推進課 ・健康づくり課/子育て給付課 ・福祉総務課	・市民福祉部市民課 ・市民福祉部市民課 ・子ども家庭センター ・健康医療課 ・子ども家庭センター/子育て給付課 ・生活福祉課	事後	部署等の名称の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和6年5月7日	II 特定個人情報ファイルの概要(本人確認情報ファイル) 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	市民健康部市民課	市民福祉部市民課	事後	部署の名称の変更であり、重要な変更には該当しない。

令和6年5月7日	IV V 開示請求、問合せ・評価実施手続 IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒243-8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号 厚木市市民健康部 市民課 住民異動係 Tel.046-225-2110	〒243-8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号 厚木市市民福祉部 市民課 住民異動係 Tel.046-225-2110	事後	部署の名称の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月4日	I 基礎情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表(別表における情報提供の根拠) (別表における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	事後	番号法改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	別表1	別表	事後	番号法改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	別表2	別表	事後	番号法改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。

--	--	--	--	--	--